

## 明海大学不動産学部紀要『不動産学部論集』投稿規定

2019年7月11日不動産学部承認

(適用)

1. この規程は、明海大学不動産学部紀要『不動産学部論集』（以下「紀要」という。）における投稿論文に適用する。

(論文の種類)

2. 論文は、明海大学不動産学部（以下「本学部」という。）で行われた研究の成果、あるいは不動産学に貢献するものであって、以下に該当する未発表の完結した研究成果でなければならない。
  - (a) 研究論文：理論的または実証的な研究成果であって、独創性を有し、目的、方法及び結論が明示されているもの。
  - (b) 研究ノート：理論的または実証的な研究成果であって、新しい知見を含むもの。研究エッセイは含めない。
  - (c) その他：資料、調査、計画、設計、施工及び現場の報告であって、独創性を有し、目的、方法及び結論が明示されているもの。

(既発表論文の応募範囲)

3. 既発表の研究成果であっても、以下に該当し、紀要へ投稿するために、新たに内容及び構成を修正または変更したものは、論文として投稿することができる。
  - (a) シンポジウム、研究発表会、国際会議またはWEB等で梗概、速報または資料として発表したもの。
  - (b) 研究機関等の研究報告等で発表したもの。ただし、審査を経ているものは除く。
  - (c) 国、自治体、業界または団体の委託研究の成果報告書。ただし、応募者（連名者を含む）が著作権を有しないもの等、紀要掲載に支障があるものは除く。

(重複投稿の禁止)

4. 他学会等の機関誌または審査等に重複して投稿した論文は、採用しない。また、紀要に掲載された論文は他誌に投稿できない。

(投稿資格)

5. 投稿者は原則として、本学部の専任教員、特任教員、非常勤講師、不動産研究センター研究員、研究機関に所属している不動産学研究科博士課程修了生および大学院

在学生（ただし、指導教員との連名に限定する）でなければならない。

（論文執筆の方法）

6. 論文は『不動産学部論集』の執筆要領に従って執筆しなければならない。

（査読制度の選択）

7. 投稿者は、希望によりレフリーによる査読を付すことができ、論文の投稿に際して、論文の種類（研究論文（査読有）、研究論文（査読無）、研究ノート、その他）を選択しなければならない。

（2） 採択された研究論文（査読有）は、紀要の目次及び論文題目の前に「【査読論文】」を付することとする。

（3） 研究論文（査読無）、研究ノート及びその他は査読を行わず、学術論文としての内容及び体裁が整っているか等について審査する。

（投稿時期）

8. 論文は随時投稿することができる。

（受理）

9. 不動産学部紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、審査要領に基づいて、投稿された論文を受理するかどうかを決定し、その結果を投稿者に通知しなければならない。

（2） 執筆要領に従っていない論文は、受理しない。

（審査）

10. 編集委員会は受理した論文について審査要領に基づいて、速やかに審査を開始しなければならない。

（2） 原則、受理した研究論文（査読有）の審査期間は、4ヶ月以内とし、研究論文（査読無）、研究ノート及びその他の審査期間は1ヶ月以内とする。ただし、審査期間によっては、次号紀要に掲載される場合があることとする。

（審査結果の決定）

11. 編集委員会は審査した論文について、採用、条件付採用または不採用の決定を行い（一次審査）、その結果を理由とともに投稿者に通知しなければならない。

（2） 編集委員会は、論文の条件付採用論文の投稿者に対して、編集委員会あるいは査読者からの修正要求及び再投稿期限を付して通知しなければならない。再投稿期限は通知日より6週間とする。

- (3) 編集委員会は、条件付採用論文が再投稿期限内に再投稿された場合に、再投稿論文が修正要求を満たしているかを審査し、採用または不採用の決定を行い（二次審査）、その結果を理由とともに投稿者に通知しなければならない。
- (4) 研究論文（査読有）の審査の場合、編集委員会は、二次審査において不採用となった投稿者に対して、研究論文（査読無）として掲載するか掲載しないかについて確認しなければならない。

（編集及び校正）

12. 投稿された論文は編集委員会により編集される。ただし、掲載の必要に応じて投稿者へ校正を求めることができる。

（再投稿）

13. 投稿者は、編集委員会あるいは査読者からの修正要求に対して修正した論文を再投稿する際には、修正要求に対する修正対応表を併せて論文を再投稿しなければならない。
- (2) 不採用論文は、修正を施した上で、異なる研究論文として再投稿された場合に限り審査対象とする。再投稿された論文が、従前の不採用論文と異なる論文であるかどうかの判断は不採用論文を担当した編集委員が判断することとする。

（採用された論文の変更の禁止）

14. 投稿者は、採用された後に論文を変更することはできない。ただし、編集委員会が掲載の必要に応じて求める校正は変更することができることとする。

（著作権等）

15. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。
- (2) 投稿された論文の著作者は、当該論文に関する複製及び公衆送信を編集委員会に対して許諾したものとみなす。編集委員会が複製及び公衆送信を第三者に委託した場合も同様とする。

（別刷）

16. 希望する著者には、論文等の別刷50部までを無料とする。

（その他）

17. その他必要な事項は編集委員会において定める。
- (2) 論文の投稿は、印刷物1部とその電子ファイルを保存したUSBメモリ等を提出しなければならない。送り先は以下の通りとする。

送り先：〒 279-8550 千葉県浦安市明海 1-2-1 明海大学 不動産学部共同研究室  
宛 先：不動産学部紀要編集委員会

(改正)

18. 本規程の改正は編集委員会が改正案を検討し、不動産学部教授会の議を経て承認されることとする。

附則

この規程は、2019年7月11日から実施する。

## 明海大学不動産学部紀要『不動産学部論集』の執筆要領

2019年7月11日不動産学部承認

(適用)

1. この要領は、明海大学不動産学部紀要『不動産学部論集』(以下「紀要」という。)の論文の原稿の執筆要領に関して定めるものである。

(言語及び分量等)

2. 原稿の言語及び分量は、次の各号に定めるものとし、下記に従わなければならない。
  - (2) 論文に用いる言語は日本語または英語とする。
  - (3) 日本語論文の分量は、概ね20,000字を目処とする。英語論文は、概ね英語2文字を日本語1文字とする。
  - (4) 英語により作成するときは第3項と同程度の分量であり、概ね10,000wordsを目処とする。
  - (5) 原稿中の図表は、刷り上がりの大きさに相当する文字数をあてなければならない。
  - (6) 図表の版下は原稿用に作成し、適切な大きさに縮小拡大してそのまま掲載可能なものとしなければならない。
  - (7) 原稿には算用数字による頁数をつけなければならない。

(構成)

3. 原稿は、以下の順で掲載するものとする。
  - (a) 日本語表題(副題を付す場合はこれを含む。英文の場合は不要とする)
  - (b) 執筆者名(英文の場合は不要とする。所属は氏名の右肩に\*(アスタリスク)、†(ダガー)、‡(ダブルダガー)、§(セクション)の記号を付し、1頁目下部の脚注領域に所属を書くこととする)
  - (c) 英文の表題(副題を付す場合は英文の副題を含む)
  - (d) 英語の執筆者名
  - (e) 英文要旨(300～400words程度)
  - (f) 本文
  - (g) 参考文献
  - (2) 投稿者の氏名及び所属を本文中に記載してはならない。
  - (3) 原稿に謝辞を記載してはならない。ただし、論文が採用された後に謝辞などを

記載することは認める。

- (4) 本文中で参考文献記載の投稿者の著述による論文などの引用を「拙稿」などと記載してはならない。
- (5) その他、投稿者の名前が直接、間接的に判明して審査の公正を害する恐れがある記載をしてはならない。
- (6) 本文の見出しは1、1-1、(1)、①とし、その順序を統一しなければならない。
- (7) 各章の直前は1行空けなければならない。
- (8) 注を挿入する場合は、本文該当個所の右肩に、1), 2), 3) の記号で注番号を付し、各ページ下部に掲載しなければならない。
- (9) 参考・引用文献を挙げる場合は、本文に関係があるものにとどめ、本文該当個所にて「宅間(2019)」あるいは文末に「(宅間, 2019)」などと付し、次の例を参考にして、原稿末尾に引用順に一括して掲載しなければならない。なお、英文文献等の著者名は、ファミリーネーム、ファーストネームの順で記述しなければならない。

書籍：著者名(公刊西暦年号)、『書名』、参考・引用ページ、発行所名

書籍等の論文：引用論文著者名(公刊西暦年号)、「表題」、編著者名、『書名』、参考・引用ページ、発行所名

雑誌：引用論文著者名(公刊西暦年号)、「表題」、掲載紙名、巻号、参考・引用ページ

(不正行為の禁止)

4. 論文は、『明海大学研究活動における不正行為の防止に係るガイドライン』(下記 URL) を遵守して、不正盗用などの不正行為を行ってはいけない。

<http://www.meikai.ac.jp/04kyouiku/file/2015-0528-0940.pdf>

(原稿の作成)

5. 原稿は、原則として、Microsoft Word で作成しなければならない。

(改正)

6. 本規程の改正は編集委員会が改正案を検討し、不動産学部教授会の議を経て承認されることとする。

附則

この要項は、2019年7月11日から実施する。

## 明海大学不動産学部紀要『不動産学部論集』の刊行及び編集要項

2019年7月11日不動産学部承認

この要項は、明海大学不動産学部紀要『不動産学部論集』（以下「紀要」という。）の刊行及び編集に関して定めるものである。

（刊行目的）

1. 紀要は、明海大学不動産学部（以下「本学部」という。）で行われた研究の成果、あるいは不動産学に貢献できる研究の成果を公表することを目的に刊行する。

（発行）

2. 発行は原則として、各年度の3月の年1回とする。臨時号の募集及びそのスケジュールは不動産学部紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）が定める。

（紀要の構成、編集等）

3. 掲載順序など編集に関することは、すべて編集委員会が定める。
  - （2） 紀要本体の表紙、裏表紙、目次、奥付、別刷りの表紙、研究活動報告については、様式を編集委員会が定める。また、これらの内容を編集委員会が変更することがある。
  - （3） 採択され研究論文（査読有）は、紀要の目次及び論文題目の前に「【査読論文】」を付することとする。

（校正）

4. 論文等の校正は、編集委員会を通して著者が行い、2校までとし、誤字及び脱字の修正に留める。

（著作権等）

5. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。
  - （2） 投稿された論文の著作者は、当該論文に関する複製及び公衆送信を編集委員会に対して許諾したものとみなす。編集委員会が複製及び公衆送信を第3者に委託した場合も同様とする。

（その他）

6. 紀要本体及び別刷りに関して、この要項に定められていない事項については、著者

が原稿を投稿する前に編集委員会に申し出て、協議することとする。

(改正)

7. 本規程の改正は編集委員会が改正案を検討し、不動産学部教授会の議を経て承認されることとする。

附則

この要項は、2019年7月11日から実施する。